日程第２　議案第２７号

熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則（平成２５年教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表第２に次のように加える。

大型冷風機	１台	５００円	

附　則

この規則は、令和８年８月１日から施行する。

議案第２７号の参考資料

熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則（平成２５年教育委員会規則第３号）

（下線部分は改正部分）

改正案

別表第２（第８条関係）

附属設備の名称	単位	料金（１回につき）	摘要
（略）	（略）	（略）	
（略）		（略）	
持込器具電源	（略）	（略）	（略）
大型冷風機	１台	５００円	

備考　（略）

現行

別表第２（第８条関係）

附属設備の名称	単位	料金（１回につき）	摘要
（略）	（略）	（略）	
（略）		（略）	
持込器具電源	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

日程第２　議案第２９号

熊谷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市公民館条例施行規則（平成１７年教育委員会規則第３５号）の一部を次のように改正する。

別表第２熊谷市第３中央公民館の項中「条例第１条に規定する熊谷市大幡公民館」を「熊谷市立地域会館条例（令和７年条例第５５号）第２条に規定する熊谷市立大幡会館」に改め、同表熊谷市東部公民館の項中「、熊谷市佐谷田公民館」を削り、「熊谷市星宮公民館」を「熊谷市星宮公民館並びに熊谷市立地域会館条例第２条に規定する熊谷市立佐谷田会館」に改め、同表熊谷市西部公民館の項中「、熊谷市大麻生公民館」及び「、熊谷市三尻公民館」を削り、「熊谷市新堀公民館」を「熊谷市新堀公民館並びに熊谷市立地域会館条例第２条に規定する熊谷市立三尻会館及び熊谷市立大麻生会館」に改める。

附　則

この規則は、令和８年８月１日から施行する。

議案第２９号の参考資料

熊谷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

熊谷市公民館条例施行規則（平成１７年教委規則第３５号）

（下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第２（第２条関係）		別表第２（第２条関係）	
（略）		（略）	
熊谷市第３中央公民館	熊谷市立地域会館条例（令和７年条例第55号）第２条に規定する熊谷市立大幡会館、熊谷市農村センター条例（平成17年条例第182号）第２条に規定する熊谷市中条農村センター及び熊谷市農業活性化センター条例（平成17年条例第181号）第２条に規定する熊谷市農業活性化センター	熊谷市第３中央公民館	条例第１条に規定する熊谷市大幡公民館、熊谷市農村センター条例（平成17年条例第182号）第２条に規定する熊谷市中条農村センター及び熊谷市農業活性化センター条例（平成17年条例第181号）第２条に規定する熊谷市農業活性化センター
熊谷市東部公民館	条例第１条に規定する熊谷市久下公民館、熊谷市成田公民館及び熊谷市星宮公民館並びに熊谷市立地域会館条例第２条に規定する熊谷市立佐谷田会館	熊谷市東部公民館	条例第１条に規定する熊谷市久下公民館、熊谷市佐谷田公民館、熊谷市成田公民館及び熊谷市星宮公民館
熊谷市西部公民館	条例第１条に規定する熊谷市玉井公民館、熊谷市別府公民館、熊谷市籠原公民館及び熊谷市新堀公民館並びに熊谷市立地域会館条例第２条に規定する熊谷市立三尻会館及び熊谷市立大麻生会館	熊谷市西部公民館	条例第１条に規定する熊谷市玉井公民館、熊谷市大麻生公民館、熊谷市別府公民館、熊谷市三尻公民館、熊谷市籠原公民館及び熊谷市新堀公民館
（略）		（略）	